

## 奈良県告示第四百十一号

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）第三十条第一項の規定により、特定希少野生動植物ニッポンバラタナゴ保護管理事業計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を告示し、当該保護管理事業計画を奈良県くらし創造部景観・環境局自然環境課において一般の閲覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 対象とする種

ニッポンバラタナゴ（コイ科）

### 二 事業の目標

本種の生息状況の把握及びモニタリングを行い、生息環境の維持及び改善、野生生息域の拡大等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

### 三 事業を行う区域

主として大和川水系を中心とした奈良盆地周辺で本種がかつて分布していたとみられる水域とする。

### 四 事業の内容

本事業は、次の三期間に分けて行うこととする。

#### 1 当面の目標期間（平成二十七年度まで）

本種の絶滅の回避を目標とし、本種の生息地の環境改善、生息地以外での系統保存、新たな生息地の創出及び新たな生息集団の探索等、外来生物の防除等、ドブガイ類の分布調査の実施等並びに県民への啓発活動に取り組む。

なお、生息地の環境改善については、緊急を要するため、平成二十五年度までに取り組む。

#### 2 中期目標期間（平成二十八年度から平成三十二年度まで）

本種の安定的な生息地の維持を目標とし、本種の生息地の保全及び新たな生息地の追加創出、外来生物の防除等、ドブガイ類の保護及び増殖並びに県民への啓発活動の強化に取り組む。

#### 3 長期目標期間（平成三十三年以降）

本種と共存した地域環境づくり及び本種が希少野生動植物保護活動の象徴となることを目標とし、本種の野生生息域の拡大、保護活動団体の設立及び奈良県産の系統の維持、外来生物の防除計画の実施等に取り組む。